

事業計画書の作成は、 一社) 補助金獲得パートナーズにお任せください！

一回目から成果を上げてきました。(全国対応可)

挑戦一回目で採択率75%、再挑戦で採択率100%を目指しています。

＜お申込み・ご質問・ご相談表＞

月 日

送り先 一般社団法人 補助金獲得パートナーズ
メール amatatsu@hojokinpro.com
FAX 03-4405-8040

貴社名	
所在地	
代表の方 肩書き ご氏名	
ご担当の方ご氏名(ふりがな)	
電話・FAX番号 メールアドレス	
ご計画の概要 購入予定の機械装置・見込価格	
ご質問・ご相談 お待ちしております	

＜料金＞

※着手金10万円(契約時。採択の場合成功報酬から差引き返金します)。

※成功報酬は補助金額の10%(採択発表時。600万円の事業経費から承ります)

※補助金額が高額になるに従い報酬割合は低くなり、上限も設定しています。

※申請要件を満たさない計画はお断りする場合があります。

(一社) 補助金獲得パートナーズ



【当社団のロゴマーク】
中小企業を支える「手」をモチーフにしています。

当社団の理念「補助金助成金の獲得支援、及び経営コンサルティングを通して、日本経済の屋台骨である中小企業の経営を支援し、ひいては日本経済の発展に貢献すること」。中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、弁護士、行政書士など20人で構成するプロ集団です。代表理事 天辰武夫(あまたつ たけお)

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 27-1-403

TEL : 03-4405-8039 FAX: 03-4405-8040

E-mail: amatatsu@hojokinpro.com

ホームページ: <https://hojokinpro.com/>



(5回目公募関連部分を抜粋引用しました)

事業再構築補助金 令和3年度補正予算案の概要

令和3年12月

中小企業庁

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算案額 **6,123億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須） 等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

※以降は補正予算成立が前提であり、今後内容が変更になる場合がある。

1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」を撤廃し、「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。

2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

引き続き業況が厳しい事業者（※1）や**事業再生に取り組む事業者**（※2）を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円（※3）まで、**補助率を3/4に引上げ**（通常枠は2/3）手厚く支援。また、**主要な設備の変更を求めている要件を課さないこととし**、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い**緊急事態宣言特別枠は廃止**。

- （※1）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少
- （※2）再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）
- （※3）従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

3. グリーン成長枠の新設

第6回から

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象（※）に、**補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた**（従来は1億円）新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は**売上高10%減少要件を課さない**。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

- （※）事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上（通常枠は3.0%以上）の増加を目指す場合

4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8,000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円に見直し**。

5. その他運用改善等

①引き続き継続

②第5回から

- ① **最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠は維持**し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。
- ② 事業再構築で**新たにに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上**となる事業計画を策定することを求めている要件について、**付加価値額の15%以上でも認めること**とするとともに、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たす**こととする。

5. 最低賃金枠と大規模賃金引上枠

引き続き継続

- 賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援すべく、**最低賃金枠と大規模賃金引上枠については継続**する。

最低賃金枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上**最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる**こと
- ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**していること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小 3 / 4 中堅 2 / 3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

大規模賃金引上枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員**させること。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
101人以上	8,000万円超～1億円	中小企業：2 / 3 (6,000万円超 1 / 2) 中堅企業：1 / 2 (4,000万円超 1 / 3)

6. 新事業売上高10%要件の緩和

- 事業再構築指針において定めている、事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件（新事業売上高10%要件）について、付加価値額の15%以上でも認める。
- また、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

新事業売上高10%要件（現行）

3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定することが必要。

要件緩和の内容

3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等による付加価値額（※）が総付加価値額の15%以上となる計画を策定することでも要件を満たす。

（※）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

また、2021年11月以前に終了する事業年度の売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、新事業の売上高が当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

7. その他の運用見直し

1. 補助対象経費の見直し（建物費・研修費）

第6回公募から

- ① 「**建物費**」については、原則、改修の場合に限ることとし、新築の場合には、一定の制限を設ける。
- ② 「**研修費**」については、補助対象経費総額の1 / 3を上限とする。

2. 補助対象経費の見直し（貸工場賃借料）

第5回公募から

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、貸工場の賃借料についても補助対象経費として認める。なお、一時移転に係る費用（貸工場の賃借料、貸工場への移転費等）は補助対象経費総額の1 / 2を上限とする。

3. 複数企業等連携型の新設

第6回公募から

1者あたり各申請類型の上限額を上限として、最大20社まで連携して申請することを認めることとし、一体的な審査を行う。この場合、売上高10%減少要件は、①各者で要件を満たすこと、②連携体合算で要件を満たすこと（ただし同月を用いる）のいずれかを満たすことで要件を満たすこととする。

4. 事前着手の対象期間の見直し

第6回公募から

事前着手の対象期間を現在の2021年2月15日から見直すこととする。

（注）既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

8. スケジュール

- 令和3年12月21日まで第4回公募を実施中。その後、令和4年1月から第5回公募を開始し、令和4年にさらに3回程度の公募を実施予定。

第4回公募

公募開始：令和3年10月28日（木）

応募締切：令和3年12月21日（火） 18：00

採択発表：令和4年2月中旬～下旬頃を予定

第5回公募

公募開始：令和4年1月中を予定
（公募期間及び採択発表日は検討中）

第6回公募～

令和4年にさらに3回程度の公募を実施予定